



平成 27 年 8 月 4 日

各 位

会 社 名 株式会社 小 林 洋 行
代 表 者 名 代表取締役社長 細 金 成 光
(コード番号 8742 東証第一部)
問 合 せ 先 取締役業務部長 渡 辺 宏
(TEL 03-3664-3511)

当社子会社（株式会社共和トラスト）に対する 行政処分に関するお知らせ

当社の連結子会社であります株式会社共和トラストは、本日付で、農林水産省及び経済産業省より、商品先物取引法（昭和 25 年法律第 239 号。以下「法」という。）に基づく行政処分を受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

当社及び当該子会社は、このたびの行政処分を厳粛に受け止めますとともに、当社グループ全体の法令遵守と内部管理体制の更なる強化に取り組み、再発防止と信頼回復に努めてまいります。

当社株主の皆様並びに関係の皆様にご迷惑とご心配をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

記

1. 当該子会社の概要

1. 商号	株式会社共和トラスト
2. 本店所在地	東京都中央区日本橋小舟町 1 2 - 3
3. 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 大塚 聡
4. 資本金	7 億円
5. 当社出資比率	100.00%
6. 主たる事業の内容	商品先物取引業

2. 処分内容（命令書の原文のとおり）

- (1) 平成 27 年 8 月 12 日から平成 27 年 11 月 11 日までの間、商品先物取引業を停止すること。
ただし、取引の決済を結了させる場合を除くこととする。
- (2) 商品先物取引業の運営の改善のため、速やかに、以下の措置を講ずること。
 - ① 今般の法令違反行為の発生原因について調査分析し、当該行為の再発を防止するため、実効性のある改善措置を講ずること。
 - ② 法令違反行為に関与した役職員に対する適切な指導・管理を行うこと。
 - ③ 全役職員に対し法令遵守を徹底させること。
 - ④ 外務員に関する内部管理体制の充実・強化を図ること。

3. 処分の根拠となる法令の条項

法第 232 条第 1 項及び第 236 条第 1 項

4. 法令違反事項

- (1) 貴社の外務員は、顧客に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤認させるおそれのあることを告げて、商品市場における取引の委託の勧誘を行っており、これは、法第 214 条第 1 号の規定に該当すること。
- (2) 貴社の外務員は、顧客に対し、商品取引契約の締結の勧誘に関して、損失限定取引の仕組みについて虚偽の説明を行っており、これは、法第 214 条第 2 号の規定に該当すること。
- (3) 貴社の外務員は、商品市場における取引の委託を行わない旨の意思を表示している顧客に対し、商品市場における取引の委託の勧誘をしており、これは、法第 214 条第 5 号の規定に該当すること。
- (4) 貴社の外務員は、顧客に対し、迷惑を覚えさせるような仕方で商品市場における取引の委託の勧誘をしており、これは、法第 214 条第 6 号の規定に該当すること。
- (5) 貴社の外務員は、顧客に対し、商品取引契約の締結の勧誘に先立って、商品取引契約の締結の勧誘である旨を告げた上でその勧誘を受ける意思の有無を確認することをしないで勧誘をしており、これは、法第 214 条第 7 号の規定に該当すること。
- (6) 貴社の外務員は、顧客に対し、商品市場における取引につき、特定の上場商品構成物品の買付けと当該買付けと対当する取引の数量及び期限を同一にすることを勧めており、これは、法第 214 条第 8 号の規定に該当すること。
- (7) 貴社の外務員は、商品市場における取引の委託につき、決済を結了する旨の意思を表示した委託者に対し、引き続き当該取引を行うことを勧めており、これは、法第 214 条第 10 号に基づく商品先物取引法施行規則（平成 17 年農林水産省・経済産業省令第 3 号。以下「規則」という。）第 103 条第 1 項第 7 号の規定に該当すること。
- (8) 貴社の外務員は、顧客に対し、商品市場における取引の受託に関して、損失限定取引の仕組みについて誤解を生ぜしめるべき説明を行っており、これは、法第 214 条第 10 号に基づく規則第 103 条第 1 項第 8 号の規定に該当すること。
- (9) 貴社の外務員は、顧客の財産の状況に照らして不相当と認められる又はそのおそれのある勧誘を行っており、これは、法第 215 条の規定に違反すること。

5. 今後の見通し

本件に関して、現段階で業績に与える影響を予想することは困難でありますので、合理的に算定することが可能となった時点で、公表すべき開示事項につきましては迅速にお知らせいたします。

なお、平成 27 年 6 月 12 日付で開示しました「当社子会社（株式会社共和トラスト）の商品先物取引業廃止に関するお知らせ」のとおり、同社は、平成 27 年 9 月 30 日をもって、商品先物取引業を廃止いたします。

(参 考)

株式会社共和トラストの経営成績（平成 27 年 3 月期）

	共和トラスト（a）	当社連結実績（b）	比 率（a/b）
営業収益	415 百万円	3,121 百万円	13.3%
営業利益	△147 百万円	△242 百万円	－%
経常利益	△143 百万円	△179 百万円	－%

以 上